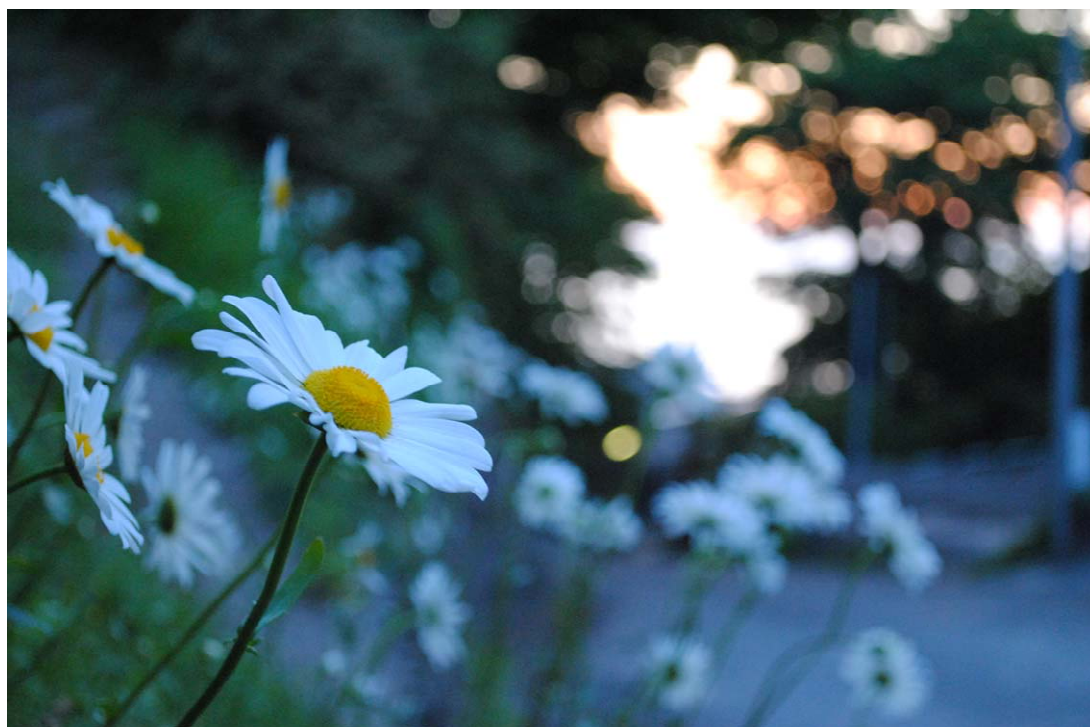


事務所通信

2010年6月号 No.60



(マーガレット)

CONTENTS

- | | | | |
|-----------------------|----|-----------------|----|
| ● 所長コメント | | ● 地域建設業経営強化融資制度 | P4 |
| … 企業成功の7大法則 | P1 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● ふるさと納税 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 国民年金・在職老齢年金の支給停止基準額 | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

企業成功の7大法則

先日糸魚川法人会の講演会がありましたが、その時に聞いた話です。その昔ユダヤに必ず雨乞いをすると雨が降る預言者がいたそうです。しかしそれにはわけがありました。雨乞いを始めたら、雨が降るまで続けるんだそうです。だから、事業で成功したければ、成功するまでつづけることだそうです。でも成功する方法が知りたいわけですから、どうしたらいいか。それには、成功者の言に耳を傾けるのが良いと思うのです。今、日本航空の立て直しで脚光をあびている京セラの稲盛和夫名誉会長は、企業を大きく発展したければ次の7大法則を実行することであり、ここまで行えば誰でも中堅企業にまでは出来ると言っています。

1. 目的をはっきりさせる。

まず「明確な目標を設定する。」次にそこに至る具体的な小目標を決め実行していくことである。まず、「強烈な願望」を抱くことが重要である。

2. 誰にも負けない努力を続ける。

明確な目標を設定したからには、あとは努力しかない。目標達成は、「一步一步の地道な努力からしか生まれない。

3. 勇気を持ってことに当たる

一つのことを成し遂げるには、大変なエネルギーを必要とし、困難に立ち向かう大変な勇気を必要とする。事業を成功させるには、どんな激しい格闘技にも勝る闘争心が必要である。

4. 創意工夫をする

例えば、毎日「経費節減の方法はないか？ 生産性の上がる方法はないか？」と考え、今日より明日、明日より明後日と、毎日わずかずつの創意工夫をする。この連続が、他者には追従できないほどの大変な差になってくる。

5. 利益を直接追求しない

事業はゲームだ、と思っている。売上を最大限に、経費を最小限に！と考える。このように個々に分けて努力することにより、結果的に利益が出てくる。

6. 商いは、「誠実と思いやり」である

決して悪いことはせず、正直でなければいけない。売った人も買った人も、事業に関わった人すべてが喜ぶようではなくてはいけない。

7. 常に「明るく」「前向き」で、「希望と夢」を持つ

自分の未来は輝かしいと信ずること。暗さ、否定的な言動、愚痴、悲観的な表情や言葉は決して出してはいけない。常に明るく前向きであれば、周囲も明るくなり「運」もつく。この七つを実践すれば、まず中堅企業にはなれる。さらに大企業になるには、小さな成功で自信過剰になるな。慢心するな。会社はトップの器量に比例する。トップの持つ心の大きさ、精神的成長が企業を大きくする。



ふるさと納税

こうていえき
口蹄疫の被害拡大が続く宮崎県に、全国から支援の和が広がり、

ぞくぞくと義援金や「ふるさと納税」が寄せられています。

ふるさと納税は平成 20 年度から始まった制度で、当初話題になりましたが、税金優遇のためには確定申告が必要となるなど手間がかかったため、低調な自治体も多く、宮崎県も昨年度のふるさと納税は 16 件 398 万円でした。

口蹄疫被害が大きく報道されるようになった 5 月上旬以降、24 日までに約 3,400 人が納税を申込み、昨年度 1 年間の約 6.7 倍にあたる計約 2,670 万円が納められたということです。(5月27日 読売新聞より一部参考)

ふるさと納税とは

～手順は次の通りです～

その 1

- ・好きな自治体（都道府県、市区町村）に寄付できます。



自分の住んでいるところや、生まれたところしか納税できないと思
っていませんか。理由は何でも良いのです。

- ① 希望する自治体の寄付金申込書（HPからダウンロードするか、自治体に問い合わせ送付してもらう）に記入して送付する。
- ② 寄付金を入金する。（納入通知書払いの場合は手数料無料）
- ③ 領収証を受取る。（大切に保管）

その 2

- ・自治体からお礼が送られてくる。



「ふるさと」に貢献したい、応援したという方からの納税に対して、
礼状と領収証が送られてきます。自治体によりますが、様々な特典が用
意されている場合があります。

その 3

- ・申告をすると税金が戻ってくる。

寄付をした翌年の申告期限（3月15日）までに税務署に所得税の確定申告を
すると、寄付金が 5,000 円を超える場合、所得税と住民税が一定割合軽減
されます。

注 1. 住民税の申告のみの場合は、所得税の軽減はありません。

注 2. 申告書に③の領収書を添付（電子申告は省略可。ただし3年間保管）

< 廣 川 >

国民年金・在職老齢年金の支給停止基準額

平成22年度の年金額、国民年金保険料、在職老齢年金の支給停止基準額

1. 平成22年度の年金額は据え置き。(老齢基礎年金1人分：月66,008円)
2. 平成22年度の国民年金保険料額は、月15,100円。
3. 平成22年度の国民年金保険料の追納加算率は1.4%。



追納の 対象 年度	H19	H18	H17	H16	H15	H14	H13	H12
追納 加算率	1.4%	2.9%	4.7%	6.6%	8.0%	9.7%	14.1%	18.6%

(参 考)

追納の 対象 年度	H19	H18	H17	H16	H15	H14	H13	H12
当時の 保険料 額 (円)	14,100	13,860	13,580	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300
追納額 (円)	14,300	14,260	14,220	14,180	14,360	14,590	15,180	15,770

4. 平成22年度の在職老齢年金の支給停止基準額を「48万円」から「47万円」に改定。

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者である場合には、年金額と賃金との合計額が一定の基準額を超えた場合には、年金額の全部又は一部を支給停止することとなっている。
(在職老齢年金制度)

< 原 >

地域建設業経営強化融資制度

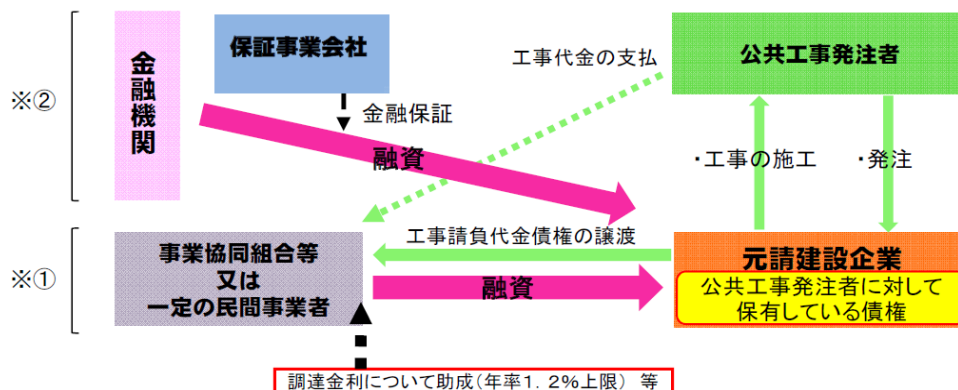
現在、公共工事の縮小により工事受注数減少と建設業界は大変厳しい状況。国土交通省では建設企業の資金繰り・債権保全をすることを目的に下記の制度・事業を設けていますのでご紹介致します。

●地域建設業経営強化融資制度…公共工事の受注に伴い、保証人・不動産担保なく融資を受けたいとき

<制度の概要> 公共工事請負代金債権を譲渡担保に、低利で融資を受けられます。また、未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります。(対象者：元請建設企業)

<制度の内容>

- ・ 受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます(複数回利用可) その際の貸付金利は、事業協同組合等への助成措置により、低利となります。
- ・ 未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。



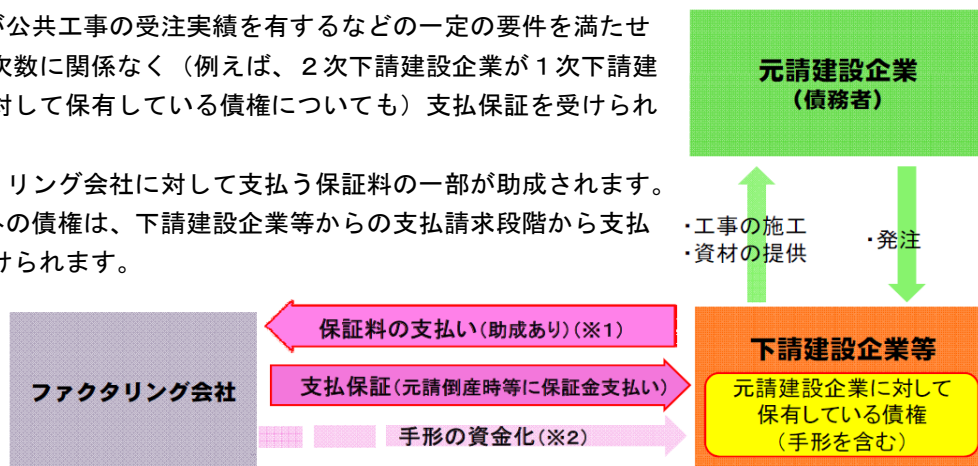
- ※①：工事の出来高部分までの融資（事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資）
- ※②：工事の出来高を超える部分の融資（保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資）

●下請債権保全支援事業…取引先が倒産しても、確実に工事代金の支払を受けたいとき

<事業の概要> 下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権（手形を含む。）について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します。(対象者：下請建設企業、資材業者)

<事業の内容>

- ・ 債務者が公共工事の受注実績を有するなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく（例えば、2次下請建設企業が1次下請建設企業に対して保有している債権についても）支払保証を受けられます。
- ・ ファクタリング会社に対して支払う保証料の一部が助成されます。
- ・ 手形以外の債権は、下請建設企業等からの支払請求段階から支払保証を受けられます。



- ※①保証料の助成は、保証料の3分の2（保証される債権額の年率4%を上限）です。保証料とは別に利用料（年率1%）が必要で
- ※②一部のファクタリング会社では、支払が保証された手形の資金化にも対応しています。

以上の内容で詳しく知りたい場合は、国土交通省のホームページをご参照下さい。

URL： <http://www.mlit.go.jp/common/000030025.pdf>

< 倉 又 >

● エコカー補助金の取扱い

Q1 法人がエコカー補助金を受けた場合には、どのように取り扱われるのですか。

A エコカーの補助金制度は、平成22年9月30日まで延長されています。法人がエコカーを取得して補助金を受け、そのエコカーを事業の用に供した場合、補助金は、国の「環境対応車普及促進対策補助金」として交付されていることから、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定の適用を受けることができます。

● ガソリン高騰時の特例税率の適用停止

Q2 平成22年度の税制改正により、ガソリン高騰時には特例税率の適用停止措置が講じられたそうですが、具体的にはどのような制度ですか。

A 揮発油には、特例税率（53.8円/ℓ）が課税されていますが、今後、揮発油の平均小売価格が連続3ヶ月にわたって160円/ℓを超える場合には、特例税率の適用が停止され、揮発油税等の本則税率（28.7円/ℓ）が適用されることとなります。

ただし、揮発油の平均小売価格が連続3ヶ月にわたり130円/ℓを下回ることとなった場合には、特例税率の適用が再開されます。

参考：週刊税務通信No.3115号

< 田 中 >

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
6月24日(木) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 サルでも分かるツイッター入門 あなたのファンを作り 商売に活かすツイッター活用術	加藤税理士事務所	ファーストアドバンテージ(有) 酒井とし夫 先生	1,000円

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～ 乗り物

自動車ができる前までの乗り物といえば、馬が代表的である。現在でも馬は、道路交通法では軽車両に分類されているため、馬に乗って通勤や通学をしても罪にはならない。ちなみに牛も軽車両である。

おもしろ雑学より（担当：堀田）





休日カレンダー



6月(水無月) June

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5 池原・丸田
6	7	8	9	10	11	12 原・田中
13	14	15	16	17	18	19 倉又・廣川
20	21	22	23	24 テルモ経営研究会	25	26
27	28	29	30			

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日も元気に営業しています。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



6月の税務

- 6月10日 平成22年5月分源泉所得税・住民税の納付
- 6月30日 平成22年4月決算法人の法人税等・消費税の確定申告、納付
平成22年10月決算法人の法人税等・消費税の中間・予定申告、納付
平成23年1月、平成22年7月決算法人の消費税の中間申告、納付

あとがき

先日発表された、サラリーマン川柳を見て思わず吹き出してしまいました。大変良く出来た作品ばかりで、共感できるものが多くありました。

他にも色々なテーマの川柳がありますが、税研情報センター等が応募した「税金川柳」「会計川柳」も大変面白い作品ばかりでした。HPに掲載されており、それを見て思わず、うなずいてしまいました。

< 池原 >